

令和6年1月1日から

産前産後期間の 国民健康保険（国保）税が免除されます

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

子育て世代の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、産前産後期間の国保被保険者の国保税（所得割額及び均等割額）を免除する制度が創設されました。免除を受けるためには、原則、世帯主による届出が必要です。

▶対象者

- 令和5年11月1日以降に出産予定及び出産した国保被保険者の方
※この制度での出産とは、妊娠85日以上の方娩をいいます（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含みます）。

▶免除対象期間

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの4か月間
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月間
- 国保税が減額になった場合、払いすぎになった国保税は還付されます。

<例>令和6年4月が出産予定月の場合

単胎の場合

1月	2月	3月	4月 出産	5月	6月	7月	8月	...
----	----	----	----------	----	----	----	----	-----

この期間分が免除されます

多胎の場合

1月	2月	3月	4月 出産	5月	6月	7月	8月	...
----	----	----	----------	----	----	----	----	-----

この期間分が免除されます

▶届出方法

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【届出に必要な書類】

- 出産予定月又は出産月が確認できる書類（母子手帳等）
- 世帯主及び被保険者のマイナンバーがわかるもの
- 本人確認書類

▶その他

- 出産後の届出の場合は村で出産月を確認できるため原則不要ですが、被保険者とそのお子さんが別世帯である場合は、出産月及び親子関係を明らかにすることができる書類が必要となります。
- 賦課限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

▶届出先

美浦村役場国保年金課（④番窓口）